

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文
目次

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第一条関係） 1
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報定める政令（令和五年政令第三百四十二号）（第二条
関係） 2

改 正 案	現 行
（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一、三十四（略） 三十五 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第二十六条 三十六、六十四（略） 2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に関する法律第三十七条第一項並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第五項の規定並びに前項第二十五号及び第六十四号に掲げる法律の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。 3（略）	（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一、三十四（略） （新設） 三十五、六十三（略） 2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に関する法律第三十七条第一項並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第五項の規定並びに前項第二十五号及び第六十三号に掲げる法律の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。 3（略）

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第六条第二項第二号の政令で定める情報） 第一条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第二号の政令で定める情報は、次のとおりとする。 一 三 （略） （削る） 四 （略） 五 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第十条第三項に規定する認定増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報 六 十二 （略）	（法第六条第二項第二号の政令で定める情報） 第一条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第二号の政令で定める情報は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報 五 （略） （新設） 六 十二 （略）